

技能実習生の失踪者数等に関する資料

失踪者数の推移

(単位:人)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 9月末
1,534	2,005	3,566	4,847	5,803	3,737

(注1) 受入れ機関からの報告を基に算出したもの。

(注2) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は平成22年7月1日から施行されたもの。

(注3) 平成23年は、旧制度における「特定活動(技能実習)」の失踪者数と現行制度の「技能実習1号」及び「技能実習2号」の失踪者数の合計。平成24年以降は、現行制度の「技能実習1号」及び「技能実習2号」の失踪者数。

(注4) 平成28年9月末は速報値。

失踪者数の比較

(単位:人)

平成27年 9月末	平成28年 9月末	増減比
4,412	3,737	-15.3%

失踪動機

(単位:人)

平成26年3月～平成27年10月	小計	平成27年11月～平成28年8月	小計	合計	構成比
実習先の 賃金が安い	1,763	賃金が安い	1,658	3,592	61.8%
		契約賃金以下	160		
		最低賃金以下	11		
指導が厳しい	151	指導が厳しい	140	291	5.0%
帰国を強制された	101	帰国を強制された	92	193	3.3%
その他	959	実習終了後も稼働したい	342	1,741	29.9%
		暴行を受けた	65		
		労働時間が長い	35		
		保証金、渡航費用の回収	14		
		その他	326		
小計	2,974	小計	2,843	5,817	100.0%

(注1) 平成26年3月以降、退去強制手続において、失踪した技能実習生本人から失踪動機を聴取したもの。

(注2) 平成27年11月から、失踪動機について、より詳細な聴取を行っているもの。

(注3) その他には、外出制限やセクハラを理由とするものなどがあつた。

新規入国者数(在留資格「技能実習」)

(単位:人)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 6月末
66,252	67,968	67,443	82,533	97,004	51,100

在留者数(在留資格「技能実習」)

(単位:人)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 6月末
141,994	151,477	155,206	167,626	192,655	210,893

不法残留者数(在留資格「技能実習」)

(単位:人)

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 7月1日現在
641	1,614	2,830	4,679	5,904	6,244

(注1)各年1月1日現在。

(注2)最終在留資格が「技能実習1号」及び「技能実習2号」であったものを計上している。

退去強制手続を執った人数(在留資格「技能実習」)

(単位:人)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
134	584	1,077	1,912	2,874

(注)最終在留資格が「技能実習1号」及び「技能実習2号」であったものを計上している。